

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	【概要】 ①地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)に基づき、納税義務者から提出された申告書情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書情報をもとに個人住民税額を算出・賦課し、収納する。 ②納税義務者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書を発行する。 【賦課関連事務の流れ】 ①納税義務者・給与支払者・年金支払者・他市町村等から申告書情報・支払報告書情報を取得する。 ②申告書情報・支払報告書情報を電子データにして個人住民税システム(税務システム)に取り込む。 ③賦課に必要な情報(生活保護・障害者等)を照会し、取得する。 ④他市町村で課税すべき住民の資料については当該市町村へ回送する。 ⑤賦課情報を作成する。 ⑥給与特別徴収税額決定通知書、税額決定・納税通知書を作成する。 ⑦納税義務者・年金支払者(年金特別徴収義務者)・給与支払者(給与特別徴収義務者)に税額を通知する。 ⑧作成された賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑨作成された賦課情報を庁内他課に移転する。 ⑩賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 ⑪収納管理システム(税務システム)に収納状況を照会する。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム(税務システム)
②システムの機能	①納税者管理機能: 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ②当初資料管理機能: 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ③課税情報管理機能: 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ④期割情報管理機能: 個人住民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ⑤扶養情報管理機能: 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ⑥通知書発行機能: 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 ⑦課税・非課税証明書発行機能: 課税・非課税証明書を発行する。 ⑧他団体への通知機能: 他市町村あてに住民登録外課税者通知書(地方税法第294条第3項に基づく通知)や、税務署連絡センデータ(配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報)を送付・送信する。 ⑨情報連携機能: 適正な賦課のため生活保護実施関係等の情報を受領し、また他課の事務の適切な遂行のため、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)を提供する。 ⑩証明書情報連携機能: 税証明書情報をコンビニ交付システムへ連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [○] その他 (宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、コンビニ交付システム)

システム2	
①システムの名称	宛名システム(税務システム)
②システムの機能	①宛名照会機能 納税義務者、納税管理人等の宛名情報を確認する。 ②住基連携機能 住民記録システムの異動データを庁内連携システムを介して、宛名システム(税務システム)へ連携させる。また、住民の個人番号はこの機能により取得する。 ③住民登録外者の登録・更新機能 個人番号の紐付けや宛名の登録・修正を行う。 ④法人等の登録・更新機能 特別徴収義務者である給与支払者の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。 ⑤納税管理人等送付先名義人の照会・登録・更新機能 納税管理人・相続人代表者等の照会・登録・更新を行う。 ⑥口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新する。 ⑦金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の登録・更新を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム 個人住民税システム(税務システム)、軽自動車税システム(税務システム)、固定資産税システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) [☒] その他 ()
システム3	
①システムの名称	収納管理システム(税務システム)
②システムの機能	①住民等が納付書、口座振替等で納付したデータを入手し、収納管理システムに取り込む。 ②各データごとに収納状況を照会する。 ③過誤納金が生じた場合、還付・充当通知書を出し、住民等に文書で通知するとともに、還付金請求書を受け付けて、還付金を金融機関を通じて振り込む。 ④納期限までに完納しない住民・納税者に対して、督促状や催告書を送付する。 ⑤申請があった場合は、納税証明書を発行する。 ⑥窓口での支払いのため、納付書を再発行する。 ⑦年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (宛名システム(税務システム)、軽自動車税システム(税務システム)、個人住民税システム(税務システム)、固定資産税システム(税務システム))

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウェイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （自治体中間サーバー、住基ネットゲートウェイシステム）
システム5	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能:自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能:自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)）

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	納税義務者の所得情報・控除情報を正確に把握して税を賦課・収納するため、当初賦課資料の正確な個人特定や資料把握及び障害者の資格情報や生活保護の受給情報を把握しておく必要がある。 ①番号制度により、給与報告書や申告書等の課税資料は個人番号が記載されたうえ提出される。 ②課税資料ごとにデータ化し、個人住民税システム(税務システム)に取り込む。 ③課税資料の名義人と、課税対象者(1月1日現在の住民)との突合作業をするのに個人番号をキーにすることで、より迅速・正確な突合結果が期待できる。 ④複数の課税資料がある者の課税資料データの名寄せ作業をするのに個人番号をキーにすることで、より迅速・正確な名寄せの結果が期待できる。 ⑤障害者の資格情報・生活保護の受給情報は非課税判定に利用する。 ⑥賦課データは自治体中間サーバーへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関で利用される。
②実現が期待されるメリット	①事務・手続きの簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・課税・非課税証明書の添付が省略できる等の市民の負担軽減 ・法定調書の提出に係る事業者負担の軽減 ・各種申請・申告等に必要書類省略に伴う発行元行政機関の負担軽減 ②行政事務の効率化と公平な税負担の実現 ・効率的な突合・名寄せにより、所得の過少申告や配偶者控除・扶養控除の適用の可否に係るチェックが効率化・正確化する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市税務部市民税課、税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

住民・納税義務者

証明書

市民税課

個人住民税システム(税務システム)

給与支払者

年金支払者

国税庁・税務署

① 総括表送付

② 給与支払報告書提出

③ 特別徴収税額通知書

④ 年金支払報告書提出

⑤ 高齢等年金受給者情報

⑥ 特別徴収税額通知

⑦ 確定申告書

⑧ 扶養情報通知

⑨ 交付(窓口等)

⑨ 交付(コンビニ交付システム)

⑩ 納税通知書送付

⑪ 納税

⑫ 市・県民税申告書

⑬ 市・県民税申告書

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

⑧ 納税

⑨ 納税

⑩ 納税

⑪ 納税

⑫ 納税

⑬ 納税

⑭ 納税

⑮ 納税

⑯ 納税

⑰ 納税

⑱ 納税

⑲ 納税

⑳ 納税

㉑ 納税

① 納税

② 納税

③ 納税

④ 納税

⑤ 納税

⑥ 納税

⑦ 納税

 特定個人情報の流れ
 特定個人情報以外の流れ

- ①給与支払報告書の提出を促すために、給与支払者あてに総括表を作成し発送する。
- ②給与支払者から提出された給与支払報告書の管理を行う。
- ③特別徴収義務者に特別徴収税額決定通知書を送付、また特別徴収義務者を經由し、特別徴収に係る納税義務者にも通知書を送付する。
- ④年金支払者から提出された年金支払報告書の管理を行う。
- ⑤年金特別徴収の対象となりうる者の情報を受け取る。
- ⑥決定した年金特別徴収の内容で年金特別徴収依頼通知を作成する。
- ⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国税庁システム、地方税共同機構を經由し受領する。
- ⑧扶養は正等が発生した際に、税務署あてに扶養否認に係る情報を作成、送付する。
- ⑨申請により証明書等を交付する。コンビニ交付では、税証明(個人番号は記載しない)の交付のみであり、全て特定個人情報を含まない事務となっている。
- ⑩庁内各システムに所得情報等を提供する。
- ⑪生活保護情報、年金特別徴収関係情報等の提供を受ける。
- ⑫番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムで情報を連携する。
- ⑬納税義務者の宛名情報を管理する。
- ⑭収納管理システムに賦課情報を提供し、収納状況を参照する。
- ⑮普通徴収に係る納税義務者に税額決定・納税通知書を送付する。
- ⑯通知した個人住民税について徴収する。
- ⑰納税者に対し市・県民税申告書を送付する。
- ⑱送付した申告書により納税者が市役所等にて個人住民税の申告を行う。
- ⑲給与支払者が納税者の給与から特別徴収の方法により徴収する。
- ⑳年金支払者が納税者の年金から特別徴収の方法により徴収する。
- ㉑納税者が税務署にて確定申告を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の扶養親族
その必要性	①番号制度により、個人番号が記載される給与報告書・申告書等の課税資料を収集して課税資料データを作成するため。 ②保有した特定個人情報により、納税通知書等を作成するため。 ③情報提供ネットワークシステムで所得・控除の情報、扶養情報を提供するため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	・個人番号:課税対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号):収納情報と突合し、対象者を正確に特定するため。 ・4情報:個人特定時の真正性確認のため。 ・その他住民票関係情報:課税対象者の賦課期日現在の住民票の有無、世帯情報の把握のため。 ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の連絡先とするため。 ・国税関係情報:個人住民税課税の根拠とするため。 ・医療保険関係情報:社会保険料控除の金額の妥当性の参考とするため。 ・障害者福祉関係情報:非課税判定又は障害者控除の適用の可否を判断するため。 ・地方税関係情報:算出した個人住民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷をするため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:非課税判定又は減免申請時の判断情報とするため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除の金額の妥当性の参考とするため。 ・年金関係情報:公的年金等に係る雑所得金額を把握するため及び年金特別徴収を行うかの判定や年金特別徴収額を算出するため。 【公金受取口座情報】過誤納金還付業務に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月13日
⑥事務担当部署	船橋市税務部市民税課、税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活支援課、国保年金課、介護保険課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX))
③入手の時期・頻度		○提出者につき年1回(1月～4月頃) ※国税庁からは1月～4月頃に随時提供を受ける ・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・確定申告書 ・市民税・県民税申告書 ・申告特例通知書 ・住民登録外課税通知 ・法定調書 ○未提出であったものや修正があるものについて随時 ○生活保護情報は1月頃(年2回) ○障害者情報は3月頃(年1回) ○定期的に入手する事務 年金特別徴収に関する事務 年複数回 ○国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各保険料納付情報 年1回 ○デジタル庁より、公金受取口座の情報を入手(随時)
④入手に係る妥当性		賦課決定を行うにあたり、本人等からの申告資料をもとに実施するため、該当資料を入手する必要がある。 その後に入手した資料や庁内連携をもとに、資料の正確性を判断し、賦課決定を行う。
⑤本人への明示		地方税法第20条の11、第24条の5、第45条の2～第45条の3の3、第295条、第317条の2～第317条の3の3に規定がある。
⑥使用目的 ※		正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理 ①課税資料の名義人と課税対象者を迅速・正確に突合するため ②複数の課税資料がある者の課税資料を迅速・正確に名寄せするため
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、税務課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を統合する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者である場合には、必要に応じて非課税判定を行う。 ・障害者である場合には、必要に応じて非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。
	情報の突合 ※	①住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システム（連携サーバー）を介し、個人住民税ファイルと宛名番号で突合、更新する。 ②本人又は代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ③減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステム等により参照した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免申請内容を確認する。
	情報の統計分析 ※	資料の提出の有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 再委託する (4) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		個人住民税システム(税務システム)運用保守業務
①委託内容		個人住民税システム(税務システム)の運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の扶養親族
	その妥当性	個人住民税システム(税務システム)の運用支援と改修に関わる業務において、バックアップデータの作成及び帳票の大量印刷等の処理を行うにあたり、すべての個人住民税ファイルを取り扱う必要があるため
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (庁内又は保守拠点からの保守用端末)
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項	個人住民税システム(税務システム)の運用保守の一部を再委託する。

委託事項2		給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書印刷委託	
①委託内容		税額決定通知書の印刷・封入作業の代行	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課対象者（給与からの特別徴収対象者）	
	その妥当性	税額決定通知書の印刷は特別徴収に係る納税義務者を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （大容量ファイル転送システム）	
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。	
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑨再委託事項	税額決定通知書の印刷、封入の一部を再委託する。	

委託事項3		市民税・県民税税額決定・納税通知書印刷委託(普通徴収又は年金からの特別徴収が対象)	
①委託内容		税額決定・納税通知書の印刷・封入作業の代行	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税賦課対象者(普通徴収対象者又は年金からの特別徴収対象者)	
	その妥当性	税額決定・納税通知書の印刷は税額発生の普通徴収又は年金からの特別徴収に係る納税義務者を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (大容量ファイル転送システム)	
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。	
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。	
	⑨再委託事項	税額決定・納税通知書の印刷、封入の一部を再委託する。	

委託事項4		課税資料データエントリー業務委託
①委託内容		書面で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市・県民税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用し、データを入力する。データ入力後、本市のデータ形式に加工し、納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で住民登録外者を含む本市に住所を有する個人のうち、書面による課税資料が提出された者
	その妥当性	書面により提出される課税資料の件数が大量であるが、個人住民税の賦課・徴収に係る業務の執行上、短期間で大量の課税資料をデータ入力する必要があるため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。
⑥委託先名		株式会社アイネスリレーションズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑨再委託事項	課税資料のデータエントリーの一部を再委託する。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (78) 件 [☐] 移転を行っている (57) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務(別紙2参照)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	納税義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	納税義務者自身の個人住民税額を把握し、納税する。
③提供する情報	地方税関係情報、個人番号、氏名、住所
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税が課税される納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) [] 専用線 [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙
⑦時期・頻度	年1回(特別徴収に係る納税義務者は5月、普通徴収・年金特別徴収に係る納税義務者は6月)、毎月1回(随時)

提供先3	給与支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得等に係る個人住民税特別徴収税額を給与支払者(特別徴収義務者)が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額情報、個人番号、氏名、住所
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	年1回(5月)、毎月1回(随時)
提供先4	日本年金機構その他の年金支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額を把握する。
③提供する情報	年金特別徴収情報(税額・依頼情報・天引結果情報・中止情報)、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象者となる年金受給者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎月1回及び定期

提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	適正な所得税を課税するため、配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報その他国税に関し参考となるべき情報を把握する。
③提供する情報	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者・扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 地方税ポータルシステム(eLTAX) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	適正な都道府県税を課税するため、参考となるべき情報を把握する。
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者・扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎月1回(随時)

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第21条
②提供先における用途	市町村が個人住民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止)
③提供する情報	地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者・扶養親族
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先1	別紙4のとおり
①法令上の根拠	別紙4のとおり
②移転先における用途	別紙4のとおり
③移転する情報	別紙4のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙4のとおり
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	別紙4のとおり

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜船橋市における措置＞ ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ・電子データで提出された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等のデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、また使用後は、定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間 [6年以上10年未満]	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため、この期限に対応して過去の記録を保持する必要がある。												
③消去方法		＜船橋市における措置＞ ①保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上一括して削除処理を実施する。 ②紙媒体で保有する特定個人情報については、焼却処分をする。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														

(別紙2 令和●年●月●日現在)

番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険法に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法(対象十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二條で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
27	住宅地区改良法(昭和 三十五年法律第八十四 号)第二条第二項に規 定する施行者である都 道府県知事又は市町村 長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に 規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の 管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は 収入超過者に対する措置に関する事務であって同条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事 務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務であって第八十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済 組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組 合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第 百五十三号)による年金である給付の支給に関する事 務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による 福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第 八十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の 免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町 村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者 で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるも の	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給 に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道 府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律 第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給 に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第 九十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道 府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給 付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関 する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に災害弔慰金の支給等に八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援残事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する事務であ って第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
53	都道府県知事又は市町 村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による自立支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律 第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた同法による廃止前の国 会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)によ る年金である給付の支給に関する事務であって第百四 十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県教 育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十 二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する 事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に 関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職 業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五 十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) による子どものための教育・保育給付若しくは子育ての ための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て 支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五 十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務であって第百六十条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅 速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録 等に関する法律第十条 に規定する特定公的給 付の支給を実施する行 政機関の長等(行政機 関の長、地方公共団体 の機関、独立行政法人 等、地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百 十八号)第二条第一項 に規定する地方独立行 政法人をいう。))	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の 支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する 事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につ いて」(昭和三十九年五月八日付け社発第三百八十二 号厚生省社会局長通知。以下「昭和三十九年社発第 三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍 を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮す る者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以 下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱 に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百 六十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
62	地域優良賃貸住宅制度 要綱(平成十九年三月 二十八日付け国住備第 百六十号国土交通省住 宅局長通知)第二条第 九号に規定する地域優 良賃貸住宅(公共供給 型)又は同条第十六号 に規定する公営型地域 優良賃貸住宅(公共供 給型)の供給を行う都道 府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住 宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二 十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康 局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づく ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る 陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって 第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月 三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健 康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基 づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であ って第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平 成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚 生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研 究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八 条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援 事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十 六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校 等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六 十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
67	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支 援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決 定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関 する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
68	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付 金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決 定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金 事業による給付金 の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるも の	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
69	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒へ の奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日 文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係 る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関 する事務であって第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校国の設置する高等学校学支 援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱 (令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高 等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であ って第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
71	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒へ の修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大 臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支 給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月 十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長 通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定 疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七 十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

(別紙4 令和●年●月●日現在)個人住民税ファイルに係る移転先

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
2	療育支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
3	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
4	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
5	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
6	保育入園課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
7	健康づくり課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
8	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
9	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
10	住宅政策課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二項に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
11	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
12	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
13	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
14	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
15	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
16	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
17	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
18	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
19	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
20	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
21	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
22	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
23	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
24	職員課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
25	地域福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
26	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十七条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
27	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
28	介護保険課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
29	健康危機対策課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
30	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
31	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
32	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
33	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
34	学務課（市長部局補助執行）	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
35	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
36	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
37	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
38	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
39	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者という。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
40	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
41	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
42	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
43	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の6の項	船橋市番号利用条例別表その2の6の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
44	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
45	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
46	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法によることも家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の15の項	船橋市番号利用条例別表その2の15の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自らの支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
48	介護保険課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
49	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
50	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の1の項	船橋市番号利用条例別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
51	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
52	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
53	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
54	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
55	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の8の項	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
56	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
57	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含む＞【個人住民税情報】

1. 当初資料ファイル

・給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・（源泉）控除対象配偶者あり（老人）
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害（特別同居）
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険__長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日 2
- ・住宅借入区分 1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険__支払額
- ・租税条約区分
- ・特定取得区分 1
- ・非居住者である親族の数
- ・パンチイメージ番号
- ・本人__ひとり親

- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者（特別）控除
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害（特別合計）
- ・控除__社会保険料
- ・控除__住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人__夫あり
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高 1
- ・住宅借入区分 2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・国外居住区分
- ・特定取得区分 2
- ・控除対象扶養親族の欄外記載有無
- ・給与__所得金額調整控除額

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・（源泉）控除対象配偶者あり
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害（その他）
- ・控除__生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・本人__未成年
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日 1
- ・住宅借入金等年末残高 2
- ・住宅借入区分 3
- ・生命保険__支払額
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・摘要欄
- ・住宅借入金等特別控除適用数
- ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
- ・控除__基礎

・年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・源泉控除あり（老人）
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害（特別合計）
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・パンチイメージ番号

- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者（特別）控除
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・扶養__特定
- ・扶養__一般
- ・扶養__障害（その他）
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・本人__ひとり親

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・源泉控除あり
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・扶養__同居老親
- ・扶養__障害（特別同居）
- ・控除__社会保険料
- ・本人__夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・非居住者である親族の数

・確定申告書、住民税申告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ生年月日
- ・務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__他事（営業等内訳）
- ・所得__肉用牛（免税・免外計）
- ・所得__利子
- ・所得__配当（少額）
- ・所得__雑

- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業（営業等内訳）
- ・所得__肉用牛（免外売却価格）
- ・所得__配当（配当控除適用分）
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得__営業（営業等内訳）
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当（配当控除適用無分）
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時（2分の1前）

- ・所得__総合短期
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期（居住）
- ・所得__分離先物取引
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税（前々年変動所得）
- ・平均課税（臨時所得）
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期（優良）
- ・特別控除__上場株式
- ・給与収入（専従）
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・同一生計配偶者あり（老人）
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害（特別同居）
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分 1
- ・控除__医療費
- ・控除__生命保険料
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__長期支払額
- ・退職__所得税用退職所得
- ・所得税__控除__損害保険料
- ・所得税__控除__寄附金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・収入__漁業（営業等内数）
- ・収入__肉用牛
- ・収入__配当（配当控除適用分）
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期（優良）
- ・収入__分離未公開株式
- ・特例摘要条文長期
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・併徴先判定区分
- ・転送日
- ・収入__配当（私募証券）
- ・所得__配当（一般外貨建等証券）
- ・住宅取得等特別控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・調査コード
- ・金額予備 1 0
- ・寄附金（共同募金・日赤支部、市区町村、都道府県分【特例控除対象外】）
- ・所得__分離上場配当
- ・算入強制区分
- ・還付申告区分
- ・特定寄附金
- ・認定NPO寄附金（税額控除適用分）
- ・金額予備項目12
- ・金額予備項目15
- ・新生命保険__個人年金支払額
- ・医療費支払額
- ・医療費控除の特例区分
- ・金額予備項目19
- ・県民税__外国税額控除
- ・本人__ひとり親
- ・内）所得__その他雑
- ・金額予備項目 21
- ・金額予備項目 24
- ・金額予備項目 27
- ・所得__総合譲渡長期（2分の1前）
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期（一般）
- ・所得__分離上場株式
- ・合計所得金額
- ・純損失の金額
- ・専従者控除__配偶者
- ・平均課税（前年の変動所得）
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期（居住）
- ・特別控除__未公開株式
- ・給与（特定控除）
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害（特別合計）
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額 1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損害保険料
- ・控除__配偶者
- ・控除__障害（扶養控除内数）
- ・生命保険__個人年金支払額
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生命保険料
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・収入__営業等
- ・収入__他事（営業等内数）
- ・収入__不動産
- ・収入__配当（配当控除適用無分）
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期（居住）
- ・収入__分離未公開株式
- ・特例摘要条文短期
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・配当割額
- ・転送区分
- ・所得__長期（居住特例）
- ・収入__配当（一般外貨建）
- ・所得税__外国税額控除
- ・翌年申告作成区分
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備 8
- ・譲渡割額
- ・寄附金（市条例指定）
- ・収入__分離上場配当
- ・強制親区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金（限度額80%の分）
- ・寄附金控除（税額控除）
- ・金額予備項目13
- ・申告日時
- ・生命保険__介護医療支払額
- ・医療費補てん額
- ・内）特定譲渡繰越
- ・金額予備項目20
- ・給与__所得金額調整控除適用区分
- ・内）収入__その他雑
- ・内）所得__業務雑
- ・金額予備項目 22
- ・金額予備項目 25
- ・金額予備項目 28
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期（優良）
- ・所得__分離未公開株式
- ・総所得金額
- ・雑損失の金額
- ・専従者控除__その他
- ・平均課税（変動所得）
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期（一般）
- ・特別控除__山林
- ・給与収入（一般）
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害（その他）
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__寄附金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震支払額
- ・退職__退職収入（現年課税分）
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・収入__営業（営業等内数）
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__配当（少額配当分）
- ・収入__総合譲渡短期
- ・雑
- ・収入__分離長期（一般）
- ・収入__分離山林
- ・収入__分離先物取引
- ・特例摘要条文予備
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送先コード
- ・長期（居住特例）の繰越損失
- ・所得__配当（私募証券）
- ・所得税__住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・発送区分
- ・金額予備 9
- ・寄附金（市区町村、都道府県分【特例控除対象】）
- ・寄附金（都道府県条例指定）
- ・住宅取得等可能額（H21～）
- ・国税連携区分
- ・扶養__年少
- ・特定震災指定寄附金（税額控除適用）
- ・退職__特定役員区分
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険__支払額
- ・寄附金（ワンストップ特例）
- ・計算値__医療費控除
- ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分
- ・市民税__外国税額控除
- ・給与__所得金額調整控除額
- ・内）収入__業務雑
- ・内）国外居住人数
- ・金額予備項目 23
- ・金額予備項目 26
- ・金額予備項目 29

・金額予備項目 30

- ・扶養関係
 - ・宛名番号
 - ・扶養関係コード
 - ・更新日
 - ・更新端末番号

- ・年度分
- ・履歴連番
- ・更新時間
- ・照会区分

- ・扶養者宛名番号
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号

- ・申告特例通知書
 - ・宛名番号
 - ・バッチ連番
 - ・寄附先コード
 - ・パンチ性別
 - ・算入強制区分
 - ・更新時間
 - ・訂正区分

- ・年度分
- ・処理コード
- ・パンチ氏名かな
- ・合計寄附金額
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号

- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・パンチ生年月日
- ・入力日
- ・更新日
- ・更新端末番号

- ・記載番号情報
 - ・宛名番号
 - ・処理コード
 - ・記載順
 - ・更新日
 - ・更新端末番号

- ・年度分
- ・合算区分
- ・記載個人番号
- ・更新時間

- ・バッチ連番
- ・対象区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号

2. 障害者ファイル

- ・賦課期日情報
 - ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
 - ・本人__老年者
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・住登外課税区分
 - ・生保開始日
 - ・地域コード

- ・年度
- ・氏名カナ
- ・性別
- ・方書
- ・班コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄区分
- ・続柄コード3
- ・人格区分
- ・住民でなくなる日
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分2
- ・介護保険資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報3
- ・前年申告区分
- ・本人__未成年
- ・更新時間
- ・郵便番号
- ・市町村コード
- ・生保終了日
- ・申告書詳細区分

- ・算定団体コード
- ・氏名漢字
- ・町名
- ・地区コード
- ・世帯番号
- ・記載順位
- ・続柄コード1
- ・続柄コード4
- ・住民となる判定日
- ・住民でなくなる事由
- ・生活保護区分
- ・障害者区分3
- ・国民年金資格
- ・後期高齢資格
- ・各種情報4
- ・前年徴収区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・郵便番号BC
- ・申告発送日
- ・職業コード
- ・国税納税者番号

3. 生活保護ファイル

- ・賦課期日情報
 - ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
 - ・本人__老年者
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・住登外課税区分

- ・年度
- ・氏名カナ
- ・性別
- ・方書
- ・班コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄区分
- ・続柄コード3
- ・人格区分
- ・住民でなくなる日
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分2
- ・介護保険資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報3
- ・前年申告区分
- ・本人__未成年
- ・更新時間
- ・郵便番号
- ・市町村コード

- ・算定団体コード
- ・氏名漢字
- ・町名
- ・地区コード
- ・世帯番号
- ・記載順位
- ・続柄コード1
- ・続柄コード4
- ・住民となる判定日
- ・住民でなくなる事由
- ・生活保護区分
- ・障害者区分3
- ・国民年金資格
- ・後期高齢資格
- ・各種情報4
- ・前年徴収区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・郵便番号BC
- ・申告発送日

- ・生保開始日
- ・地域コード

- ・生保終了日
- ・申告書詳細区分

- ・職業コード
- ・国税納税者番号

4. 年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

- ・捕捉年度
- ・履歴番号
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード
- ・年金コード
- ・性別
- ・郵便番号
- ・各種区分コード
- ・各種年月日
- ・各種金額3
- ・特徴開始月
- ・突合結果コード
- ・レコード番号
- ・更新時間
- ・各種金額4
- ・各種金額7
- ・個人番号

- ・宛名番号
- ・レコード区分
- ・通知内容コード
- ・作成年月日
- ・予備2
- ・氏名カナ
- ・住所カナ
- ・処理結果コード
- ・各種金額1
- ・予備4
- ・特徴開始期別
- ・突合区分
- ・システム作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・各種金額5
- ・各種金額8

- ・データ区分
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所漢字
- ・予備3
- ・各種金額2
- ・年金保険者用整理番号2
- ・特徴依頼日
- ・特徴状態
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

・年金特徴受理情報（天引結果、中止結果）

- ・捕捉年度
- ・ファイル名
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード
- ・年金コード
- ・性別
- ・郵便番号
- ・各種区分コード
- ・各種年月日
- ・各種金額欄（金額3）
- ・レコード番号
- ・更新時間
- ・各種金額4
- ・各種金額7
- ・個人番号

- ・依頼周期
- ・レコード区分
- ・通知内容コード
- ・作成年月日
- ・予備2
- ・氏名カナ
- ・住所（カナ）
- ・処理結果コード
- ・各種金額欄（金額1）
- ・予備4
- ・システム作成日
- ・職員宛名番号
- ・各種金額5
- ・各種金額8

- ・依頼年月日
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所（漢字）
- ・予備3
- ・各種金額欄（金額2）
- ・年金保険者用整理番号2
- ・更新日
- ・端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・前住地課税区分
- ・所得__営業（営業等内訳）
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当控除無分
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時（2分の1前）
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期優良
- ・所得__分離未公開株式
- ・所得__特控後__短期
- ・所得__特控後__長期優良
- ・所得__特控後__未公開株式
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・前々年の変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期一般
- ・特別控除__山林
- ・給与収入（一般）
- ・本人__特別障害

- ・年度分
- ・処理日
- ・異動事由補足
- ・指定番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得__他事（営業等内訳）
- ・所得__肉用牛
- ・所得__利子
- ・所得__配当（少額）
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期居住
- ・所得__分離先物取引
- ・所得__特控後__短期軽減
- ・所得__特控後__長期居住
- ・合計所得金額
- ・純損失
- ・専従者控除__配偶者
- ・前年の変動所得
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期優良
- ・特別控除__上場株式
- ・給与（特定控除）
- ・本人__他障害

- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業（営業等内訳）
- ・肉用牛売却価格
- ・所得__株式配当
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期一般
- ・所得__分離上場株式
- ・所得__特控後__山林
- ・所得__特控後__長期一般
- ・所得__特控後__上場株式
- ・総所得金額
- ・雑損失
- ・専従者控除__その他
- ・変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期居住
- ・特別控除__未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人__老年人

- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・同一生計配偶者老人
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害（特別同居）
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分 1
- ・控除__医療費
- ・控除__生保
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__旧長期
- ・退職__所得税用退職
- ・所得税__控除__損保
- ・所得税__控除__寄付金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・課標__総合（実計）
- ・課標__退職
- ・課標__短期軽減
- ・課標__上場株式
- ・課標__合計
- ・市__山林
- ・市__短期
- ・市__長期優良
- ・市__未公開株式
- ・市__配当控除
- ・市__定率控除額
- ・市__減免額（所得割）
- ・県__総合
- ・県__退職
- ・県__期軽減
- ・県__長期居住
- ・県__先物取引
- ・県__外国税額控除
- ・県__端数
- ・県__均等割
- ・収入__営業等
- ・収入__他事（営業等内数）
- ・収入__不動産
- ・収入__配当（控除無分）
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業雑
- ・収入__分離長期一般
- ・収入__分離山林
- ・収入__先物取引
- ・損益__分離短期軽減
- ・損益__分離長期優良
- ・損益__分離山林
- ・国保__繰越損失
- ・特例適用条文短期
- ・配当譲渡割の控除額（市町村）
- ・併徴元区分
- ・強制親区分
- ・更新時間
- ・市__老年者経過
- ・県__配当譲渡割控除不足額
- ・所得__分離長期居住特例
- ・収入__配当（一般外貨）
- ・強制発送区分
- ・資料番号
- ・市__住宅取得控除
- ・県__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等可能額
- ・調査コード
- ・住宅用所得税額
- ・寄附金（共同募金・日赤支部・市区町村、都道府県分【特例控除対象外】）
- ・市__寄附金
- ・収入__分離上場配当課標__上場配当
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害（特別合計）
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額 1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損保
- ・控除__配偶者
- ・控除__扶養障害
- ・生命保険__個人年金
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生保
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・保育用所得税額
- ・課標__肉用牛
- ・課標__事業雑
- ・課標__長期優良
- ・課標__未公開株式
- ・市__総合
- ・市__退職
- ・市__短期軽減
- ・市__長期居住
- ・市__先物取引
- ・市__外国税額控除
- ・市__端数
- ・市__均等割
- ・県__肉用牛
- ・県__事業雑
- ・県__長期一般
- ・県__上場株式
- ・県__合計
- ・県__調整額
- ・県__定額減税後 所得割
- ・県__減免額（均等割）
- ・収入__営業（営業等内数）
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__配当（少額配当分）
- ・収入__総合譲渡短期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期優良
- ・収入__分離上場株式
- ・損益__経常所得
- ・損益__総合譲渡短期
- ・損益__分離長期居住
- ・損益__退職
- ・国保__繰越損失軽減用
- ・特例適用条文予備
- ・配当譲渡割の控除額（県）
- ・転送区分
- ・システム作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・県__老年者経過
- ・市__調整控除額
- ・長期居住特例繰越損失
- ・所得__配当（私募）
- ・所得税__外国税額控除
- ・住宅取得等控除__入力値
- ・県__住宅取得控除
- ・翌年申告作成区分
- ・県__税源移譲__入力値
- ・上場配当繰越損失
- ・譲渡割額
- ・寄附金（市区町村条例指定）
- ・県__寄附金
- ・市__上場配当
- ・本人__勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害（その他）
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模
- ・控除__寄付金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震
- ・退職__退職収入
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・課標__総合
- ・課標__山林
- ・課標__短期
- ・課標__長期居住
- ・課標__先物取引
- ・市__肉用牛
- ・市__事業雑
- ・市__長期一般
- ・市__上場株式
- ・市__合計
- ・市__調整額
- ・市__定額減税後 所得割
- ・市__減免額（均等割）
- ・県__山林
- ・県__短期
- ・県__長期優良
- ・県__未公開株式
- ・県__配当控除
- ・県__定率控除額
- ・県__減免額（所得割）
- ・差引住民税額
- ・収入__漁業（営業等内数）
- ・収入__肉用牛
- ・収入__株式配当
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期居住
- ・収入__分離未公開株式
- ・損益__分離短期
- ・損益__分離長期一般
- ・損益__譲渡一時
- ・国保__推定所得
- ・特例適用条文長期
- ・配当割額
- ・決裁区分
- ・株式譲渡繰越損失
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・市__配当譲渡割控除不足額
- ・県__調整控除額
- ・収入__配当（私募）
- ・所得__配当（一般外貨）
- ・所得税__住宅ローン控除
- ・市__税源移譲__入力値
- ・市__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等特別控除__計算値
- ・発送区分
- ・住宅用課税標準額
- ・寄附金（市区町村、都道府県分【特例控除対象】）
- ・寄附金（都道府県条例指定）
- ・所得__分離上場配当
- ・県__上場配当

- ・住宅借入金等可能額（H21～）
- ・翌年度用社保
- ・普徴減免開始月
- ・国外所得総額
- ・特定寄附金
- ・認定NP0寄附金
- ・金額予備項目12
- ・金額予備項目15
- ・生命保険__介護医療
- ・県民税__申告特例控除額（税額控除）
- ・計算値__医療費控除
- ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分
- ・給与__所得金額調整控除適用区分
- ・内）収入__その他雑
- ・内）所得__業務雑
- ・森林環境税__免除年月
- ・市区町村民税 定額減税額
- ・都道府県民税 定額減税前 所得割
- ・金額予備項目 21
- ・金額予備項目 24
- ・金額予備項目 27
- ・金額予備項目 30
- ・還付申告区分
- ・還付加算起算日
- ・特徴減免開始月
- ・外国所得税額
- ・震災関連寄附金
- ・寄附金税額控除
- ・金額予備項目13
- ・新生命保険__支払額
- ・寄附金（ワンストップ特例）
- ・医療費支払額
- ・医療費控除の特例区分
- ・金額予備項目17
- ・給与__所得金額調整控除額
- ・内）収入__業務雑
- ・森林環境税額
- ・森林環境税__免除事由
- ・都道府県民税 定額減税額
- ・定額減税不足額
- ・金額予備項目 22
- ・金額予備項目 25
- ・金額予備項目 28
- ・翌年度用給与支払額
- ・減免区分
- ・減免率
- ・扶養__年少
- ・特定震災指定寄附金
- ・金額予備項目11
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険__個人年金
- ・市民税__申告特例控除額（税額控除）
- ・医療費補てん額
- ・内）特定譲渡繰損
- ・金額予備項目20
- ・本人__ひとり親
- ・内）所得__その他雑
- ・森林 環境税__免除額
- ・定額減税額
- ・市区町村民税 定額減税前 所得割
- ・内）国外居住人数
- ・金額予備項目 23
- ・金額予備項目 26
- ・金額予備項目 29

6. 事業所情報ファイル

- ・事業所情報
 - ・科目コード
 - ・大分類コード
 - ・納付書出力区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・公務員区分
 - ・郵便作成区分
 - ・事業所予備 2
 - ・特徴課税区分
 - ・変更理由
 - ・事業所予備 6
 - ・事業所予備 9
 - ・受取区分
 - ・科目詳細コード
 - ・中分類コード
 - ・事業所ソート区分
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・納期特例区分
 - ・国番
 - ・事業所予備 3
 - ・事業所種別
 - ・事業所予備 4
 - ・事業所予備 7
 - ・事業所予備 10
 - ・メールアドレス
 - ・宛名番号
 - ・小分類コード
 - ・連絡先
 - ・更新時間
 - ・共済区分
 - ・総括はがき作成区分
 - ・事業所予備 1
 - ・早期発送区分
 - ・履歴連番
 - ・事業所予備 5
 - ・事業所予備 8
 - ・個人事業主一人番号
 - ・提出区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含む＞【個人住民税情報(標準準拠システム)】

(1) 当初資料ファイル

ア. 資料 基本情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少人数、扶養 一般人数、扶養 特定人数、扶養 老人同居人数、扶養 老人合計人数、扶養 障害(特別同居)人数、扶養 障害(特別合計)人数、扶養 障害(その他)人数、専従者 配偶者あり、専従者 その他人数、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数 等

イ. 資料 所得情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入(一般)、給与収入(専従)、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額 等

ウ. 資料 控除情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算値、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、?地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、地震保険料旧長期支払額、介護医療支払額(生命保険料内訳)、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等 等

エ. 資料 国税情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額(所得税) 等

オ. 資料 記載扶養管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料続柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未満該当、所得金額調整控除該当、別居該当 等

力. 資料記載専従管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料統柄、専従者控除額 等

キ. 資料記載法人番号管理

課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号 等

ク. 扶養情報

課税区、年度分、宛名番号、被扶養者、宛名番号、扶養者、履歴連番、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分(他市照会)、照会先(他市照会)、扶養否認該当 等

ケ. 申告特例通知情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分 等

(2) 障害者ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(3) 生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額(特徴)、前年度_国保納付額(普徴)、前年度_介護納付額(特徴)、前年度_介護納付額(普徴)、前年度_後期納付額(特徴)、前年度_後期納付額(普徴)、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

(4)年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者

捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額(10月分)、支払額(12月分)、支払額(2月分)、支払額(4月分)、支払額(6・8月分)、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号 等

イ. 受理データ(データ部)情報

捕捉年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日(西暦年月日)、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日(西暦年月日)、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日(西暦年月日)、各種金額欄(金額1)、各種金額欄(金額2)、各種金額欄(金額3)、各種金額欄(金額4)、各種金額欄(金額5)、各種金額欄(金額6)、各種金額欄(金額7)、各種金額欄(金額8)、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番(データ連番) 等

(5)課税台帳ファイル

ア. 課税 基本情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徴開始月、減免特徴開始月、減免公徴開始月、減免率、免税外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 高齢者、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、本人 夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少、扶養 一般、扶養 特定、扶養 老人同居、扶養 老人合計、扶養 障害(特別同居)、扶養 障害(特別合計)、扶養 障害(その他)、専従者 配偶者あり、専従者 その他、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、所得割 市(減免後)(適用税率)、所得割 県(減免後)(適用税率)、均等割 市(軽減後・減免後)、均等割 県(減免後)、市民税 合計(適用税率)、県民税 合計(適用税率)、森林環境税、差引年税額、所得割 市(減免後)(税源移譲前)、所得割 県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、県民税(税源移譲前) 等

イ. 課税_所得情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、収入所得コード、収入所得金額、営業等、営業等収入、営業(営業等内訳)、営業収入(営業等内訳)、漁業(営業等内訳)、漁業収入(営業等内訳)、他事(営業等内訳)、他事収入(営業等内訳)、農業、農業収入、肉用牛(免税・除外計)、肉用牛収入、肉用牛売却価格、不動産、不動産収入、利子、利子収入、配当(配当控除適用分)、配当収入(配当控除適用分)、配当(私募証券)、配当収入(私募証券)、配当(一般外貨建等証券)、配当収入(一般外貨建等証券)、配当(配当控除適用無分)、配当収入(配当控除適用無分)、配当(非上場少額)、配当収入(非上場少額)、給与、給与収入(一般)、給与(調整控除前)、公的年金等、公的年金等収入、業務雑(内訳)、業務雑収入(内訳)、その他雑(内訳)、その他雑収入(内訳)、雑、雑収入、総合短期譲渡(特別控除後)、総合短期譲渡収入、総合長期譲渡収入、総合長期譲渡(特別控除前・2分の1前)、一時(特別控除後・2分の1前)、一時収入、一時(特別控除)、譲渡・一時(2分の1後)、分離短期一般(特別控除前)、分離短期一般収入、分離短期一般(特別控除)、分離短期軽減(特別控除前)、分離短期軽減収入、分離短期軽減(特別控除)、分離長期一般(特別控除前)、分離長期一般収入、分離長期一般(特別控除)、分離長期特定(特別控除前)、分離長期特定収入、分離長期特定(特別控除)、分離長期特定(居住特例)、分離長期軽減(特別控除前)、分離長期軽減収入、分離長期軽減(特別控除)、分離未公開有価証券(特例)、分離未公開有価証券収入(特例)、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林(特別控除前)、分離山林収入、分離山林(特別控除)、分離山林(特別控除後)、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損失、雑損失、長期(居住特例)の損失、株式等譲渡繰越損失、上場配当繰越損失、経常所得、総合譲渡・一時、分離短期一般(損益通算・特別控除後)、分離短期軽減(損益通算・特別控除後)、分離長期一般(損益通算・特別控除後)、分離長期特定(損益通算・特別控除後)、分離長期軽減(損益通算・特別控除後)、分離山林、分離退職、配当割額、推定所得(国保用)、繰越損失(国保用)、繰越損失軽減用(国保用)、非課税所得区分1、非課税所得金額1、変動所得、臨時所得、譲渡割額 等

ウ. 課税_控除情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料(所得税)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、旧個人年金支払額(生命保険料内訳)、介護医療保険料(生命保険料内訳)、地震保険料、地震保険料(所得税)、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別(所得税)、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑損、医療費、医療費計算値、医療費支払額、医療費補てん額、医療費特例該当、寄附金、寄附金(所得税)、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(ワンストップ特例)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(都道府県条例指定)、寄附金(市区町村条例指定)、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)(所得税)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)(所得税)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)(所得税) 等

エ. 課税 税額情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額 市(税源移譲前)、税額 県(税源移譲前)、税額 市(適用税率)、税額 県(適用税率)、調整控除、配当控除、配当控除計算値、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除(住民税寄附金控除内訳)、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割(税額控除後)、所得割(端数切捨て前)、減免額(所得割)、免税額(所得割)、均等割、減免額(均等割)、軽減額(均等割) 等

オ. 課税 課税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 市(適用税率)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽減(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

カ. 課税 国税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除(所得税)、配当控除計算値(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除(所得税)、定率控除額(所得税)、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡(未公開分)所得税、株式譲渡(未公開分)所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡(上場分)所得税、株式譲渡(上場分)所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除(所得税)、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額(税額控除前)、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額 等

(6) 事業所情報ファイル

ア. 事業所情報

課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

【口座情報】

1 振替年月	59 契約種別
2 媒体作成回数	60 委託者金融機関コード
3 処理区分	61 委託者支店コード
4 振替区分	62 委託者支店枝番
5 分納振替日区分	63 委託者口座種別
6 科目コード	64 委託者口座番号
7 科目詳細コード	65 委託者口座・記号1
8 合算科目コード	66 委託者口座・記号2
9 合算科目詳細コード	67 委託者口座・番号
10 合算キー	68 委託者表示用口座番号
11 科目詳細連番	69 委託者カナ
12 分納データ区分	70 委託者名
13 分納年月	71 委託者金融機関カナ
14 算定団体コード	72 委託者支店カナ
15 期割団体コード	73 表示順
16 団体内外区分	74 媒体グループ
17 調定年度	75 コード1
18 年度分	76 コード2
19 現年過年区分	77 コード3
20 通知書番号	78 コード4
21 論理期別	79 コード5
22 年月	80 コード6
23 表示用期別	81 コード7
24 表示用期別漢字	82 コード8
25 月	83 コード9
26 口座管理区分	84 コード10
27 口座統一宛名番号	85 EDI有無
28 口座宛名番号	86 EDI情報
29 管理人統一宛名番号	87 振替日
30 管理人宛名番号	88 滞納管理共通1
31 統一宛名番号	89 滞納管理共通2
32 宛名番号	90 収納日
33 管理人区分	91 受入区分
34 送付先登録連番	92 振替結果
35 調定額	93 作成日
36 収納額	94 更新日
37 督促手数料	95 更新時間
38 延滞金	96 更新端末名称
39 前納報奨金	97 更新職員キー
40 備考漢字	98 氏名かな
41 年税額	99 氏名漢字
42 振替金額	100 前省略
43 金融機関コード	101 後省略
44 支店コード	102 世帯番号
45 支店枝番	103 電話番号
46 口座種別	104 生年月日
47 口座番号	105 金融機関名
48 表示用口座番号	106 統合前金融機関コード
49 口座名義人番号	107 統合前支店コード
50 口座名義人カナ	108 統合前支店枝番
51 口座名義人漢字	109 統合前適用開始日
52 金融機関カナ	110 統合後金融機関コード
53 金融機関名	111 統合後支店コード
54 支店カナ	112 統合後支店枝番
55 支店名	113 統合後適用開始日
56 口座登録連番	114 合併日
57 振替済通知書	115 合併パターン
58 委託者コード	116 口座変更区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

【宛名情報】

1 個人番号	59 登録業務	117 適用日
2 異動連番	60 住民票コード	118 異動日
3 宛名番号	61 氏名かな	119 異動事由名
4 国籍コード	62 氏名漢字	120 異動事由コード
5 国籍	63 氏名漢字(正字)	121 異動届出日
6 登録記号	64 本名かな	122 異動区分
7 登録番号	65 本名漢字	123 住民となる日
8 登録年月日	66 本名漢字(正字)	124 住民となる事由名
9 旅券番号	67 生年月日	125 住民となる事由コード
10 旅券発行年月日	68 和暦生年月日	126 住民となる届出日
11 上陸許可日	69 性別	127 住定日
12 在留資格コード	70 続柄コード	128 住定事由名
13 在留資格名	71 続柄名	129 住定事由コード
14 在留期間開始年月日	72 記載順位	130 住定届出日
15 在留期間終了年月日	73 世帯主氏名かな	131 住民でなくなる日
16 出生地住所	74 支所名	132 住民でなくなる事由名
17 出生地住所(正字)	75 支所コード	133 住民でなくなる事由コード
18 国籍国住所	76 地区名	134 住民でなくなる届出日
19 国籍国住所(正字)	77 地区コード	135 本籍地__町名
20 職業コード	78 行政区名	136 本籍地__町名(正字)
21 職業名	79 行政区コード	137 本籍地__番地
22 勤務所名称	80 小学校区名	138 本籍地__番地(正字)
23 勤務所名称(正字)	81 小学校区コード	139 本籍地__市町村コード
24 勤務地住所__町名	82 中学校区名	140 本籍地__郵便番号
25 勤務地住所__町名(正字)	83 投票区名	141 筆頭者名
26 勤務地住所__番地	84 投票区コード	142 筆頭者名(正字)
27 勤務地住所__番地(正字)	85 班名称	143 転入元住所__町名
28 勤務地住所__方書	86 班コード	144 転入元住所__町名(正字)
29 勤務地住所__方書(正字)	87 旧自治体名	145 転入元住所__番地
30 世帯主氏名漢字	88 旧自治体名(正字)	146 転入元住所__番地(正字)
31 世帯主氏名漢字(正字)	89 旧自治体コード	147 転入元住所__方書
32 家族事項確認日	90 旧自治体区分	148 転入元住所__方書(正字)
33 父続柄	91 現住所__市町村コード	149 転入元住所__市町村コード
34 父氏名漢字	92 現住所__大字名	150 転入元住所__郵便番号
35 父氏名漢字(正字)	93 現住所__大字名(正字)	151 前住所__町名
36 父生年月日	94 現住所__大字コード	152 前住所__町名(正字)
37 父国籍コード	95 現住所__本番	153 前住所__番地
38 父国籍名	96 現住所__枝番1	154 前住所__番地(正字)
39 母続柄	97 現住所__枝番2	155 前住所__方書
40 母氏名漢字	98 現住所__郵便番号	156 前住所__方書(正字)
41 母氏名漢字(正字)	99 現住所__町名	157 前住所__市町村コード
42 母生年月日	100 現住所__町名(正字)	158 前住所__郵便番号
43 母国籍コード	101 現住所__番地	159 転出日
44 母国籍名	102 現住所__番地(正字)	160 転出届出通知日
45 配偶者続柄	103 現住所__方書	161 転出確定日
46 配偶者氏名漢字	104 現住所__方書(正字)	162 転出地__町名
47 配偶者氏名漢字(正字)	105 電話番号	163 転出地__町名(正字)
48 配偶者生年月日	106 電話区分	164 転出地__番地
49 配偶者国籍コード	107 FAX	165 転出地__番地(正字)
50 配偶者国籍名	108 メールアドレス	166 転出地__方書
51 処理日	109 代表者肩書	167 転出地__方書(正字)
52 処理時間	110 代表者肩書(正字)	168 転出地__市町村コード
53 削除区分	111 代表者氏名	169 転出地__郵便番号
54 履歴連番	112 代表者氏名(正字)	170 転出予定確定区分
55 世帯番号	113 支店名称	171 旧宛名番号
56 現存区分	114 支店名称(正字)	172 同定先宛名番号
57 準世帯区分	115 部課名称	173 登録業務コード
58 人格区分	116 部課名称(正字)	174 連番

175	終了日	234	改製連番
176	行政区名称	235	改製日
177	小学校名	236	旧氏名かな
178	投票区名	237	旧氏名漢字
179	班名称	238	広域宛名番号
180	住所__大字コード	239	処理日キー
181	住所__本番	240	処理時間キー
182	住所__枝番1	241	処理区分キー
183	住所__枝番2	242	全部一部キー
184	住所__郵便番号	243	職員キー
185	住所__町名	244	作成日
186	住所__番地	245	更新日
187	住所__方書	246	更新時間
188	代表者氏名	247	更新職員キー
189	部課名称	248	更新端末名称
190	部課名称(正字)	249	住所連番
191	登録事由	250	大字コード
192	FAX番号	251	本番
193	世帯番号	252	枝番1
194	準世帯区分	253	枝番2
195	最大住所連番	254	方書コード
196	世帯主区分	255	街区コード
197	小学区コード	256	棟番号
198	中学区コード	257	号番号
199	算定団体コード	258	市区町村コード
200	続柄コード	259	郵便番号
201	続柄区分	260	郵便番号BC
202	続柄名	261	町名
203	実続柄名	262	番地
204	異動事由	263	方書
205	異動届出区分	264	主筆頭者名
206	住定事由	265	漢字併記名
207	住定届出区分	266	漢字併記名かな
208	現住所連番	267	カナ併記名
209	前住所連番	268	生年月日不詳区分
210	転入前住所連番	269	在留期間等
211	転入未届地連番	270	在留期間等の満了の日
212	最終住所連番	271	在留区分
213	本籍地連番	272	在留カード等の番号
214	転出予定日	273	宛名送付区分
215	転出予定届出日	274	異動事実コード
216	転出予定届出区分	275	事由発生年月日
217	転出予定地連番	276	記載住民となった事由
218	転出確定日	277	記載住民となった届出日
219	転出確定届出区分	278	記載住民となった届出区分
220	転出確定地連番	279	記載住所を定めた年月日
221	通知未着区分	280	記載住所を定めた事由
222	消除転出区分	281	記載住所を定めた届出日
223	住民になる日	282	記載住所を定めた届出区分
224	住民になる事由	283	重複宛名番号
225	住民になる届出日	284	県コード
226	住民になる届出区分	285	枝番
227	住民でなくなる事由	286	カナ併記名
228	住民でなくなる届出区分	287	重複宛名番号
229	死亡日不詳区分		
230	通称名かな		
231	通称名漢字		
232	世帯主名漢字		
233	備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない> 【宛名情報(標準準拠システム)】

1. 宛名基本

- ・宛名番号
- ・個人履歴番号
- ・個人履歴番号_枝番号
- ・登録業務コード
- ・登録業務詳細コード
- ・改製番号
- ・世帯番号
- ・住民区分
- ・住民種別
- ・住民状態
- ・個人番号
- ・法人番号
- ・異動年月日
- ・異動年月日不詳フラグ
- ・異動年月日不詳表記
- ・異動届出年月日
- ・異動事由コード
- ・異動区分
- ・申出年月日
- ・通知年月日
- ・記載等の種別
- ・氏名
- ・氏_漢字
- ・名_漢字
- ・氏名_外国人アルファベット
- ・氏名_外国人漢字
- ・氏名_読みかな
- ・氏_日本人_読みかな
- ・名_日本人_読みかな
- ・氏名カナ確認状況
- ・氏名のカタカナ表記
- ・請求日
- ・旧氏
- ・旧氏_読みかな
- ・旧氏カナ確認状況
- ・通称
- ・通称_読みかな
- ・通称カナ確認状況
- ・氏名優先区分
- ・代表者氏名
- ・性別
- ・性別表記
- ・生年月日_元号
- ・生年月日
- ・生年月日_不詳フラグ
- ・生年月日_不詳表記
- ・続柄コード1
- ・続柄コード2
- ・続柄コード3
- ・続柄コード4
- ・続柄表記
- ・世帯主氏名
- ・世帯主氏名_読みかな
- ・住所_市区町村コード
- ・住所_町字コード
- ・指定都市_行政区コード
- ・住所_都道府県
- ・住所_市区郡町村名
- ・住所_町字
- ・住所_番地号表記
- ・住所_番地枝番数値
- ・住所_方書コード
- ・住所_方書
- ・住所_方書_フリガナ
- ・住所_郵便番号
- ・住民となった年月日
- ・住民となった年月日_不詳フラグ
- ・住民となった年月日_不詳表記
- ・記載の異動年月日
- ・記載の異動年月日_不詳フラグ
- ・記載の異動年月日_不詳表記
- ・記載の事由
- ・転入前住所_市区町村コード
- ・転入前住所_町字コード
- ・転入前住所_都道府県
- ・転入前住所_市区郡町村名
- ・転入前住所_町字
- ・転入前住所_番地号表記
- ・転入前住所_方書
- ・転入前住所_郵便番号
- ・転入前住所_国名コード
- ・転入前住所_国名等
- ・転入前住所_国外住所
- ・転入前住所_世帯主氏名
- ・最終登録住所_市区町村コード
- ・最終登録住所_町字コード
- ・最終登録住所_都道府県
- ・最終登録住所_市区郡町村名
- ・最終登録住所_町字
- ・最終登録住所_番地号表記
- ・最終登録住所_方書
- ・最終登録住所_郵便番号
- ・住所を定めた年月日
- ・転居前住所_市区町村コード
- ・転居前住所_町字コード
- ・転居前住所_都道府県
- ・転居前住所_市区郡町村名
- ・転居前住所_町字
- ・転居前住所_番地号表記
- ・転居前住所_方書コード
- ・転居前住所_方書
- ・転居前住所_方書_フリガナ
- ・本籍
- ・本籍_都道府県
- ・本籍_市区群町村名
- ・本籍_町字
- ・本籍_地番号または、街区符号
- ・本籍_市区町村コード
- ・本籍_町字コード
- ・戸籍_筆頭者
- ・消除の事由
- ・転出届出年月日
- ・転出予定年月日
- ・消除の届出年月日
- ・消除の異動年月日_不詳フラグ
- ・消除の異動年月日
- ・転入通知年月日
- ・転出先住所(予定)_市区町村コード
- ・転出先住所(予定)_町字コード
- ・転出先住所(予定)_都道府県
- ・転出先住所(予定)_市区郡町村名
- ・転出先住所(予定)_町字
- ・転出先住所(予定)_番地号表記
- ・転出先住所(予定)_方書
- ・転出先住所(予定)_国名コード
- ・転出先住所(予定)_国名等
- ・転出先住所(予定)_国外住所
- ・転出先住所(予定)_郵便番号
- ・転出先住所(確定)_市区町村コード
- ・転出先住所(確定)_町字コード
- ・転出先住所(確定)_都道府県
- ・転出先住所(確定)_市区郡町村名
- ・転出先住所(確定)_町字
- ・転出先住所(確定)_番地号表記
- ・転出先住所(確定)_方書
- ・転出先住所(確定)_郵便番号
- ・外国人住民となった年月日
- ・外国人住民となった年月日_不詳フラグ
- ・外国人住民となった年月日_不詳表記
- ・在留カード等番号
- ・在留カード等番号区分
- ・国籍等_国名コード
- ・第30条45規定区分
- ・住居地の届出の有無
- ・在留資格等コード
- ・在留期間コード年
- ・在留期間コード月
- ・在留期間コード日
- ・在留期間満了日
- ・国籍喪失年月日
- ・履歴選択不可フラグ
- ・事実上の世帯主氏名
- ・処理年月日
- ・改製記載年月日
- ・地区コード
- ・自治会コード
- ・班コード
- ・算定団体コード
- ・住居地補正コード
- ・記載順位
- ・成年被後見人_該当有無
- ・成年被後見人_審判確定年月日
- ・除票DB移行フラグ
- ・法第30条46または47区分
- ・管内管外の区分
- ・登録部署

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含まない>

【収納管理情報】

1 異動区分	59 調定年度	117 充当科目コード
2 宛名番号	60 年度分	118 充当科目詳細コード
3 科目コード	61 通知書番号	119 充当期割団体コード
4 科目詳細コード	62 論理期別	120 充当調定年度
5 算定団体コード	63 事業年度自	121 充当年度分
6 期割団体コード	64 事業年度至	122 充当通知書番号
7 調定年度	65 申告区分	123 充当論理期別
8 年度分	66 修正回数	124 収納額から収納額
9 通知書番号	67 賦課異動年月日	125 収納額から督促料
10 論理期別	68 申告基礎日	126 収納額から延滞金
11 表示用期別	69 申告基礎事由	127 督促料から収納額
12 表示用期別漢字	70 更正請求日	128 督促料から督促料
13 年月	71 申告年月日	129 督促料から延滞金
14 納期限	72 確定申告書提出日	130 延滞金から収納額
15 法定納期限	73 期限延長日	131 延滞金から督促料
16 管理人宛名番号	74 徴収猶予開始日	132 延滞金から延滞金
17 承継人宛名番号	75 徴収猶予終了日	133 速確区分
18 管理人区分	76 年度分	134 優先区分
19 調定額	77 処分日	135 払込日
20 不納欠損額	78 処分コード	136 払込時刻
21 団体内外区分	79 処分理由	137 消込エラーコード
22 異動年月日	80 処分取消日	138 消込区分
23 異動区分(調定増・減・変更無)	81 処分取消区分	139 既収納額
24 異動事由	82 処分取消理由	140 既督促手数料
25 異動事由名称	83 滞納区分	141 既延滞金
26 表示用備考(車両番号、証番号、被保険者番号等)	84 滞納管理1	142 既前納報奨金
27 備考数字	85 滞納管理2	143 既還付加算金
28 履歴連番	86 処分調定	144 コンビニコード
29 人員	87 処分督促	145 店舗コード
30 総々括指定番号	88 処分延滞	146 送金予定日
31 事業開始年月日	89 表示用期別漢字	147 滞納管理共通1
32 事業終了年月日	90 収納日	148 滞納管理共通2
33 申告区分	91 冊号	149 延滞金計算基準日
34 修正回数	92 入力連番	150 収納額(法人税割)
35 国保世帯番号	93 入力連番内連番	151 収納額(均等割)
36 法人番号	94 領収日	152 法定納期数
37 法人税:法人税割額、国保:医療一般税額	95 納付方法	153 法定納期後期数
38 法人税:均等割額、国保:医療退職税額	96 収納区分	154 自治体外法定納期数
39 調定額内訳	97 収納額	155 自治体外法定納期後期数
40 国保:介護一般税額	98 督促手数料	156 還付加算金有無区分
41 国保:介護退職税額	99 延滞金	157 還付加算金率
42 国保:支援一般税額	100 前納報奨金	158 延滞金有無区分
43 国保:支援退職税額	101 会計年度	159 延滞金率
44 不納欠損額内訳	102 会計年度督促手数料	160 前納報奨金有無区分
45 仮調定区分(0:本調定、1:仮調定)	103 会計年度延滞金	161 前納報奨境界日
46 法人税:法人税割不納欠損額、国保:医療一般不納欠損額	104 決算区分	162 前納報奨計算月
47 法人税:均等割不納欠損額、国保:医療退職不納欠損額	105 OCRID	163 前納報奨計算率
48 国保:介護一般不納欠損額	106 コンビニ有無	164 前納報奨金端数処理対象
49 国保:介護退職不納欠損額	107 コンビニ有効期限	165 前納報奨金端数処理単位
50 国保:支援一般不納欠損額	108 支所コード	166 前納報奨金端数処理方法
51 作成日	109 納付金融機関コード	167 前納報奨支払限度額
52 更新日	110 納付支店コード	168 前納報奨調定限度額
53 更新時間	111 発行連番	169 滞納決算日収納額
54 更新職員番号	112 口座登録連番	170 滞納決算日督促料
55 更新端末番号	113 充当還付連番	171 滞納決算日延滞金
56 更新PGID	114 歳出還付区分	172 現年決算日収納額
57 更新職員キー	115 還付取消区分	173 現年決算日督促料
58 科目詳細コード	116 還付取消日	174 現年決算日延滞金

175	納組有無区分	234	月	293	法人税割
176	集合徴収区分	235	納期限開始	294	均等割
177	発行連番	236	納期限終了	295	充当還付連番
178	市区町村コード	237	法定納期限区分	296	支払日
179	OPフラグ	238	前納月区分	297	還付方法
180	科目コード2	239	賦課異動年月日	298	口座有無
181	科目詳細コード2	240	申告基礎日	299	充当還付連番
182	年度分	241	申告基礎事由	300	団体内外区分
183	連番	242	申告年月日	301	履歴連番
184	延滞金フラグ	243	徴収猶予開始日	302	最終収納日
185	消費税フラグ	244	徴収猶予終了日	303	収入日
186	消費税	245	冊号	304	冊号
187	報奨金	246	入力連番内連番	305	入力連番内連番
188	氏名かな	247	充当元_科目コード	306	収納区分
189	氏名漢字	248	充当元_科目詳細コード	307	調定督促手数料
190	収納機関名かな	249	充当元_期割団体コード	308	調定延滞金
191	収納機関名漢字	250	充当元_調定年度	309	調定前納報奨金
192	納期限自	251	充当元_年度分	310	調定還付加算金
193	納期限至	252	充当元_通知書番号	311	還付額
194	期割区分	253	充当元_論理期別	312	還付督促手数料
195	滞納フラグ	254	充当元_収納日	313	還付延滞金
196	滞納期割	255	充当元_支所コード	314	還付前納報奨金
197	納付番号	256	充当元_冊号	315	還付還付加算金
198	確認番号	257	充当元_入力連番	316	管理人宛番号
199	納付区分	258	充当元_入力連番内連番	317	郵便番号
200	識別番号	259	充当元_収納額から収納額	318	町名
201	バーコード	260	充当元_収納額から督促料	319	番地
202	OCR上段	261	充当元_収納額から延滞金	320	方書
203	OCR下段	262	充当元_督促料から収納額	321	地区コード
204	更新時間	263	充当元_督促料から督促料	322	地区名
205	更新端末名称	264	充当元_督促料から延滞金	323	行政区コード
206	共有番号	265	充当元_延滞金から収納額	324	行政区名
207	共有連番	266	充当元_延滞金から督促料	325	班コード
208	共有構成員宛番号	267	充当元_延滞金から延滞金	326	班名
209	共有代表者区分	268	充当元_加算金から収納額	327	納組コード
210	持分分子	269	充当元_加算金から督促料	328	納組名
211	持分分母	270	充当元_加算金から延滞金	329	世帯番号
212	按分納付書作成区分	271	入力日	330	現存区分
213	共有合算区分	272	連番	331	記載順位
214	義務者宛番号	273	氏名	332	管理人氏名カナ
215	算定団体コード	274	科目名称	333	管理人氏名漢字
216	法定納期限等	275	期割団体名称	334	氏名カナ
217	管理人宛番号	276	算定団体名称	335	氏名漢字
218	承継人宛番号	277	和暦調定年度	336	金融機関コード
219	管理人区分	278	和暦年度分	337	金融機関名
220	不納欠損額	279	督促料	338	支店枝番
221	団体内外区分	280	収支区分	339	支店名
222	異動日	281	金融機関コード	340	口座種別名称
223	異動区分(変更無:0 調定増:1 減:2)	282	支店枝番	341	口座名義人番号
224	異動事由	283	金融機関名称	342	口座名義人カナ
225	異動事由名称	284	支店名称	343	口座名義人名
226	備考数字:検索時に使用	285	口座番号	344	還付理由
227	履歴連番	286	口座種別	345	発行日
228	人員	287	表示用口座番号	346	証発番号文字
229	総々括指定番号	288	口座名義人カナ	347	証発番号
230	国保世帯番号	289	CSV作成区分	348	充当済計
231	国保:支援一般不納欠損額	290	削除区分	349	充当済額
232	団体内外区分	291	法人番号	350	計算開始日
233	現年過年区分	292	開始事業年度	351	計算終了日

352	日数
353	年率
354	支払区分
355	支払区分名
356	振込日
357	振込日和暦
358	振込日記号
359	年度分(事業開始日)
360	法人番号
361	旧市町村コード
362	行政区
363	地区コード
364	大字コード
365	納組コード
366	個人条件
367	本番
368	枝番
369	男性
370	女性
371	法人
372	個人
373	住登外個人
374	外国人
375	住所
376	軽自標識番号
377	証番号
378	訪問日
379	時刻
380	訪問結果区分
381	場所
382	面談者
383	約束日
384	約束時間
385	入金予定額
386	担当者職員キー
387	訪問内容
388	予定区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含まない＞【収納消込情報(標準準拠システム)】

1. 収納履歴ファイル

・義務者宛名番号 ・科目コード ・科目詳細コード ・行政区コード ・期割団体コード ・調定年度 ・年度分 ・通知書番号 ・論理期別
・収納履歴連番 ・特別徴収義務者指定番号 ・事業年度番号 ・申告履歴連番 ・履歴連番 ・表示用期別 ・表示用期別漢字
・申告区分 ・事業年度自 ・事業年度至 ・市税事務所コード ・収納日 ・冊号 ・入力連番 ・入力連番内連番 ・領収日 ・納付方法
・納付種別 ・納付機関コード ・収納区分 ・納付チャネル区分 ・収納額 ・督促収納額 ・延滞収納額 ・収納額(内訳1)
・収納額(内訳2) ・前納報奨金 ・還付加算金 ・年特義務者コード ・会計年度 ・会計年度督促手数料 ・会計年度延滞金
・決算区分 ・決算済区分 ・支所コード ・過誤納番号 ・歳出還付区分 ・延滞金終算日 ・法人管理番号 ・納付金融機関コード
・納付支店コード ・店舗コード ・店舗支店コード ・滞納管理共通1 ・滞納管理共通2 ・速確区分 ・優先区分 ・充当区分
・充当義務者宛名番号 ・充当科目コード ・充当科目詳細コード ・充当行政区コード ・充当期割団体コード ・充当調定年度
・充当年度分 ・充当通知書番号 ・充当論理期別 ・充当収納履歴連番 ・充当特別徴収義務者指定番号 ・充当事業年度番号
・充当申告履歴連番 ・収納額から収納額 ・収納額から収納額(内訳1) ・収納額から収納額(内訳2) ・収納額から督促料
・収納額から延滞金 ・督促料から収納額 ・督促料から収納額(内訳1) ・督促料から収納額(内訳2) ・督促料から督促料
・督促料から延滞金 ・延滞金から収納額 ・延滞金から収納額(内訳1) ・延滞金から収納額(内訳2) ・延滞金から督促料
・延滞金から延滞金 ・収納額(内訳1)から収納額 ・収納額(内訳1)から収納額(内訳1) ・収納額(内訳1)から収納額(内訳2)
・収納額(内訳1)から督促料 ・収納額(内訳1)から延滞金 ・収納額(内訳2)から収納額 ・収納額(内訳2)から収納額(内訳1)
・収納額(内訳2)から収納額(内訳2) ・収納額(内訳2)から督促料 ・収納額(内訳2)から延滞金 ・還付加算金から収納額
・還付加算金から収納額(内訳1) ・還付加算金から収納額(内訳2) ・還付加算金から督促料 ・還付加算金から延滞金 ・予備1
・予備2 ・予備3 ・収納団体コード ・納付番号 ・確認番号 ・納付区分 ・納税者ID ・時効延長有無 ・収納キー ・収納キー連番

2. 滞納処分ファイル

・義務者宛名番号	・科目コード	・科目詳細コード	・行政区コード	・期割団体コード
・調定年度	・年度分	・通知書番号	・論理期別	・特別徴収義務者指定番号
・事業年度番号	・申告履歴連番	・履歴連番	・処分日	・処分コード
・処分理由	・処分取消日	・処分取消区分	・引抜区分	・処分取消理由
・滞納区分	・滞納管理1	・滞納管理2	・処分調定額	・処分法人割調定額
・処分均等割調定額	・処分督促調定額	・処分延滞調定額	・事業年度自	・事業年度至
・申告区分	・予備1	・予備2	・予備3	

3. 納税組合員ファイル

・科目コード ・科目詳細コード ・宛名番号 ・納組開始日 ・納組終了日 ・納組コード

4. 口座情報ファイル

・宛名番号	・科目コード	・科目詳細コード	・振替振込区分	・口座登録連番
・履歴連番	・行政区コード	・申請日	・自治体受付日	・申請方法
・口座情報区分	・適用開始日	・適用終了日	・停止開始日	・停止終了日
・異動事由	・金融機関コード	・支店コード	・支店枝番	・口座種別
・ゆうちょ記号	・ゆうちょ番号	・口座番号	・表示用口座番号	・口座名義人番号
・口座名義人カナ	・口座名義人漢字	・前納区分	・口座開始通知書	・振替済通知書
・口座不能通知書	・口座開始通知書送付区分	・口座開始通知書送付日	・新規コード	・メモ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告書の受付時、本人または代理人の本人確認をしたうえで、申告内容が対象者の情報であることを確認する。 ・申告書・報告書の窓口受付時・個人住民税システム（税務システム）入力前に、申告書・報告書に記載された項目の確認を行い、個人住民税システム（税務システム）入力後に入力情報と申告書・報告書の内容との照合を実施している。 ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・個人住民税システム（税務システム）に登録する際に、対象者が船橋市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他市町村へ転送する等の対応を行っている。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）による情報の入手については、地方税ポータルシステム（eLTAX）利用を許可された職員のみ、操作が行えることとしている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申告書・報告書は記入すべき項目を明示した様式としている。 ・申告書・報告書の窓口受付時・個人住民税システム（税務システム）入力前に、申告書・報告書に記載された項目の確認を行い、個人住民税システム（税務システム）入力後に入力情報と申告書・報告書の内容との照合を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・申告書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ・個人住民税システム（税務システム）を操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	番号法第16条に従い、個人番号カードや官公署発行の身分証明書等（保険証、国民年金手帳等）の提示を受けることや聞き取り等を行い、適切な本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・申告書の提出を受ける際には、本人の個人番号カードや有効な通知カード（住所、氏名、性別、生年月日、すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの）、身分証明書の確認を行い、申告書の項目や個人住民税システム（税務システム）等の照合により真正性の確認を行う。 ・個人住民税システム（税務システム）にて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日不一致の場合には、上記同様の本人確認を行ったうえで資料を利用する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・課税情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除または訂正を行った者以外の者が確認する。 ・入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申告書・報告書の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ・申告書・報告書の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ・地方税ポータルシステム（eLTAX）については行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用している。 ・書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から個人住民税に関する情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。また、権限のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・システムごとに権限管理を行っており、番号制度の実施事務者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。 ・システムでは賦課決定後の課税情報ファイルにのみアクセスできるようにしており、当初資料情報へはアクセスできないように制御している。	
その他の措置の内容	・取込用にデータ化したものについては、利用後にすぐ削除し、他への利用は出来ないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ・異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ・個別にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ・発行・失効管理簿に記録・保管する。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは90日毎に変更するようにシステムで制御する。その際は変更前と同じものは使用できないように制御する。 ・ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更または廃止する。 ・不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・操作者は個人まで特定でき、5年間保存する。 ・記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。	
その他の措置の内容	・業務に使用する端末を操作をする際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報システム管理者(所属長)は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ・システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知している。 ・システム操作に関わる者に対して研修を実施しているので、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用されることを含めて周知している。 ・業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知している。 ・適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ・船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 ・必要な操作以外、個人住民税に関する情報を表示しない。 ・必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件に含めている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限とし、厳重なアカウント管理により、システム上で操作権限を制限する。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルの使用履歴については、ユーザーID、操作日時、事務種別や処理事由等を記録し、毎日蓄積・保存している。情報システムセキュリティ実施手順の規定により10年間保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・船橋市が承認した再委託者を除く第三者への提供は認めず、船橋市の承認がある場合以外特定個人情報の複写・複製を認めない。 ・船橋市が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を確認するため監査をすることができる。業務終了後についても同様とする。 ・発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を確認するため監査をすることができる。業務終了後についても同様とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務目的外の特定個人情報の利用及び提供を禁止している。 ・業務上必要な特定個人情報の授受は、権限の付与された職員と委託先との間でのみ行い、委託業務終了後は直ちに船橋市に返却するよう委託契約書に定めている。 ・船橋市が必要と認めるときは、委託先に対し報告を求め、実地調査を行うこととしている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・業務処理のため提供された個人情報は、委託業務終了後直ちに船橋市に返却することとしている。また、船橋市が別の方法を指示した時はその方法による。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
	規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
	具体的な方法	・委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システム(税務システム)を利用する場合は、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照したのか)の記録が逐一保存される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人住民税に関する情報の移転については、事前に書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得なければならない。データ移転先に対して課税データ利用申請を求め、データ利用の目的及び法的根拠等から可否判断を行い、データ利用承認した所属に限ってデータの移転をしている。また、提供については、番号法第19条において定められた事務に限定して行うものとしている。なお、必要に応じて操作ログを確認することができるものとする。 ・番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書きだしたマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・課税に係る情報の提供・移転については、事前に利用目的及び根拠を記載した書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得なければならない。 ・特定個人情報は、番号法及び条例上認められる事務に限ってデータ連携が可能となっている。 ・オンライン照画面では、番号法及び条例上認められる事務に必要な者だけしか照会できないようシステム上でアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置： 提供・移転先の利用目的が適切であると認められた場合に限り提供・移転をしている。 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置： 品質やセキュリティが保証されている連携システムにてあらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間の通信に限定しており、必要な情報が必要とするシステムに対して確実に供給される仕組みとしているため、誤った相手に提供・移転してしまう事がないことをシステム上担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①定められた運用手順に従い照会し、データを入手する。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置> ①情報照会機能により自治体中間サーバーに情報照会を行う際には、個人住民税システム(税務システム)及び団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)において照会結果の改変を行わないことで、自治体中間サーバーから入手した情報と同一であることを担保している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークでは復号されないものとなっている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごと通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報にアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①個人住民税システム(税務システム)と自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②個人住民税システム(税務システム)では操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①個人住民税システム(税務システム)と自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②個人住民税システム(税務システム)では操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> 自治体中間サーバーと連携される個人住民税に関する情報の更新は、入力後の照合作業等により正確性を担保している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<船橋市における措置> ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<船橋市における措置> ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。 ・国税関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者情報、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険各保険料納付情報、年金関係情報については毎年データを入手し、更新・賦課決定する。 ・申告された本人や扶養親族情報についても市内または他市町村から上記の情報等を入手し、正確な情報把握に努める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<船橋市における措置> ・情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ・保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	システム実施手順に「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」をチェック項目として追加し、1年に1回自己点検に用いる。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<内部監査> 内部の監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <外部監査> 民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	・職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ・システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

3. その他のリスク対策

＜船橋市における措置＞

- ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
- ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー（船橋市役所本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税ファイル
公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukougai/001/p004126.html)
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市税務部市民税課 電話 047-436-2212、税務課 電話 047-436-2202 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、船橋市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び本庁舎・各出張所にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	第三者点検実施後に記載
②方法	船橋市情報公開・個人情報保護審査会による点検を受けた。
③結果	第三者点検実施後に記載
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第5号」という。)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年2月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第20条第1号から第4号まで (船橋市が提供) ・(別紙1 令和3年1月18日現在)のとおり	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及び法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年2月17日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 備考	⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国税庁システム、地方電子化協議会を経由し受領する。	⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国税庁システム、地方税共同機構を経由し受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・年金支払報告書 ・確定申告書、住民税申告書 ・金額予備項目18 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 ・金額予備項目18	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 下記の記録項目を追加 1. 当初資料ファイル ・年金支払報告書 ・本人__ひとり親 下記の記録項目を変更 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書 ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(大容量ファイル転送システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社アイネス(令和3年4月より株式会社トッパン・フォームズに変更予定)	トッパン・フォームズ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]その他(大容量ファイル転送システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社アイネス(令和3年4月より株式会社トッパン・フォームズに変更予定)	トッパン・フォームズ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(65件) [○]移転を行っている(53件)	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(53件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 番号法別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別紙2 令和3年1月18日現在)のとおりに	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別紙2 令和4年2月17日現在)のとおりに	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5, 6 ①法令上の根拠 ③提供する情報	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第22条	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第21条	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	(別紙4 令和3年1月18日現在)のとおりに	(別紙4 令和4年2月17日現在)のとおりに	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が入力された個人情報番号の真正性確認の措置の内容	・申告書の提出を受ける際には、本人の個人番号カードや通知カード、身分証明書の確認を行い、申告書の項目や個人住民税システム(税務システム)等の照合により真正性の確認を行う。 ・個人住民税システム(税務システム)にて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には、上記同様の本人確認を行ったうえで資料を利用する。	・申告書の提出を受ける際には、本人の個人番号カードや有効な通知カード(住所、氏名、性別、生年月日、すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの。)、身分証明書の確認を行い、申告書の項目や個人住民税システム(税務システム)等の照合により真正性の確認を行う。 ・個人住民税システム(税務システム)にて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には、上記同様の本人確認を行ったうえで資料を利用する。	事後	法令等の改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	—	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	—	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防ぐよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う包括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追加したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[○]その他(公金受取口座情報)	事後	記録項目の明確化を目的とした形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略)	(略) 【公金受取口座情報】過誤納金還付業務のため必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	【○】行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構)	【○】行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構、デジタル庁)	事前	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更にあたらないものの、事前に変更を行った。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(略)	(略) ○デジタル庁より、公金受取口座の情報を入手(随時)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①(略) ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> (略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> (略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	所管省庁の変更に伴う形式的な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置> (略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<個人住民税システム(税務システム)・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置> (略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	所管省庁の変更に伴う形式的な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②「ITO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・(略) ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・(略) ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ (略)	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和5年3月31日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	平成30年1月5日	令和5年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年11月1日～平成29年12月1日(30日間)	令和4年11月1日～12月1日(31日間)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年12月11日	令和5年2月1日～令和5年3月15日(書面開催)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(修正案)」について、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしているとは判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報の取扱いに当たり、特に特定個人情報の適切な入手を行うとともに、情報漏えい等を防止するためのリスク管理の徹底を求める。	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(修正案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしているとは判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取る扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	①～⑨ (略)	①～⑨ (略) ⑩証明書情報連携機能:税証明書情報をコンビニ交付システムへ連携する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取る扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	【○】その他(宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))	【○】その他(宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、コンビニ交付システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容	令和4年11月1日～令和4年12月1日(31日間)	コンビニ交付に関する記載について追記	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書 次の記録項目を追加。 ・内) 国外居住人数 ・金額予備項目 21 ・金額予備項目 22 ・金額予備項目 23 ・金額予備項目 24 ・金額予備項目 25 ・金額予備項目 26 ・金額予備項目 27 ・金額予備項目 28 ・金額予備項目 29 ・金額予備項目 30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 ・差引年税額 ・市__所得割 ・県__所得割	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 左記の記録項目名をそれぞれ次のとおり変更。 ・差引住民税額 ・市__定額減税後 所得割 ・県__定額減税後 所得割	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル ・課税情報	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 次の記録項目を追加。 ・森林環境税額 ・森林 環境税__免除額 ・森林環境税__免除年月 ・森林環境税__免除事由 ・定額減税額 ・市区町村民税 定額減税額 ・都道府県民税 定額減税額 ・市区町村民税 定額減税前 所得割 ・都道府県民税 定額減税前 所得割 ・定額減税不足額 ・内) 国外居住人数 ・金額予備項目 21 ・金額予備項目 22 ・金額予備項目 23 ・金額予備項目 24 ・金額予備項目 25 ・金額予備項目 26 ・金額予備項目 27 ・金額予備項目 28 ・金額予備項目 29 ・金額予備項目 30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第20条の11、第45条の2～第45条の3の3、第295条、第317条の2～第317条の3の3に規定がある。	地方税法第20条の11、第24条の5、第45条の2～第45条の3の3、第295条、第317条の2～第317条の3の3に規定がある。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社	株式会社アイネスリレーションズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(53件)	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(52件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙4 令和4年2月17日現在)のとおりに	(別紙4 令和6年3月29日現在)のとおりに	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務届出簿」の帳票を公表している。	個人住民税ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/001/p004126.html)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	-	次の別添を追加 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ・<要配慮個人情報を含む>【個人住民税情報(標準準拠システム)】 ・<要配慮個人情報を含まない>【宛名情報(標準準拠システム)】 ・<要配慮個人情報を含まない>【収納消込情報(標準準拠システム)】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(庁内の保守用端末)	[○]その他(庁内又は保守拠点からの保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(52件)	[○]提供を行っている(78件) [○]移転を行っている(57件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定める情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第二に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	(別紙2 令和4年2月17日現在)のとお	(別紙2 令和●年●月●日現在)のとお	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	(別紙4 令和6年3月29日現在)のとお	(別紙4 令和●年●月●日現在)のとお	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・操作者は個人まで特定でき、システム上5年間保存する。	・操作者は個人まで特定でき、5年間保存する。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①市公式アプリ「ふなっぶ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。) その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。) その際、116名の対象者のアドレスを本来「BC C」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ・保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。	＜船橋市における措置＞ ・情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ・保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略)	(略) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和5年3月31日	再実施した基礎項目評価書を個人情報保護委員会へ提出する日付を記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和4年11月1日～令和4年12月1日(31日間)	令和●年●月●日～令和●年●月●日(●日間)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年2月1日～令和5年3月15日(書面開催)	第三者点検実施後に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(修正案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	第三者点検実施後に記載	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

(別紙2 令和4年2月17日現在)

番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
15	都道府県知事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
28	都道府県知事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
40	市町村長 (児童手当 法第十七条 第一項の表 の下欄に掲 げる者を含 む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者 医療広域連 合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療 給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大 臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃 貸住宅の供 給の促進に 関する法律 第十八条第 二項に規定 する賃貸住 宅の建設及 び管理を行 う都道府県 知事又は市 町村長	85の2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸 住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知 事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大 臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定に より厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとさ れた年金である給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法 律第八十二 号附則第三 十二条第二 項に規定す る存続組合 又は平成八 年法律第八 十二号附則 第四十八条 第一項に規 定する指定 基金	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知 事又は保健 所を設置す る市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大 臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
50	独立行政法人農業者年金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
57	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
59	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

〔別紙4 令和4年2月17日現在〕個人住民税ファイルに係る移転先

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55条 以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	番号法別表第二の42の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
2	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	番号法別表第二の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の48の項	番号法別表第二の48の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
5	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
6	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の78の項	船橋市番号利用条例別表その1の78の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の94の項	番号法別表第二の94の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
8	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
9	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の18の項	番号法別表第二の18の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
10	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の57の項	番号法別表第二の57の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
11	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の20の項	番号法別表第二の20の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
12	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の13の項	船橋市番号利用条例別表その1の13の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
13	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
14	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
15	保育認定課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
16	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の26の項	番号法別表第二の26の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
17	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の70の項	番号法別表第二の70の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
18	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の107の項	番号法別表第二の107の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
19	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の117の項	番号法別表第二の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
20	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
21	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の63の項	番号法別表第二の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
22	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の64の項	番号法別表第二の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
23	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の65の項	番号法別表第二の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
24	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
25	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の4の項	船橋市番号利用条例別表その1の4の項 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
26	児童家庭課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
27	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の61の項	番号法別表第二の61の項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
28	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の62の項	番号法別表第二の62の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
29	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の53の項	番号法別表第二の53の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
30	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の66の項	番号法別表第二の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
31	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の67の項	番号法別表第二の67の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
32	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
33	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
34	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
35	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
36	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	船橋市番号利用条例別表その2の17の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
37	職員課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
38	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の87の項	番号法別表第二の87の項 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
39	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の11の項	船橋市番号利用条例別表その1の11の項 生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
40	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の9の項	番号法別表第二の9の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
41	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の97の項	番号法別表第二の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
42	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の120の項	番号法別表第二の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
43	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
44	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
45	住宅政策課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の31の項	番号法別表第二の31の項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
46	療育支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	療育支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
48	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
49	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
50	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
51	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
52	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
53	学務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	目次

〔別紙4 令和6年3月29日現在〕個人住民税ファイルに係る移転先

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55条 以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	番号法別表第二の42の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
2	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	番号法別表第二の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の48の項	番号法別表第二の48の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
5	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
6	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の78の項	船橋市番号利用条例別表その1の78の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の94の項	番号法別表第二の94の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
8	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
9	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の18の項	番号法別表第二の18の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
10	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の57の項	番号法別表第二の57の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
11	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の20の項	番号法別表第二の20の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
12	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
13	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
14	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
15	保育入園課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
16	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の26の項	番号法別表第二の26の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
17	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の70の項	番号法別表第二の70の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
18	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の107の項	番号法別表第二の107の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
19	国保年金課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の117の項	番号法別表第二の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
20	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
21	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の63の項	番号法別表第二の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
22	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の64の項	番号法別表第二の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいそいで現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
23	こども家庭支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の65の項	番号法別表第二の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
24	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の2の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
25	子育て給付課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
26	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の61の項	番号法別表第二の61の項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
27	高齢者福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の62の項	番号法別表第二の62の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
28	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の53の項	番号法別表第二の53の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
29	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の66の項	番号法別表第二の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
30	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の67の項	番号法別表第二の67の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
31	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
32	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
33	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
34	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
35	障害福祉課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	船橋市番号利用条例別表その2の17の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
36	職員課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
37	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の87の項	番号法別表第二の87の項 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
38	生活支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の1の項	船橋市番号利用条例別表その1の1の項 生活に困難する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
39	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の9の項	番号法別表第二の9の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
40	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の97の項	番号法別表第二の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
41	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の120の項	番号法別表第二の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
42	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表その1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
43	保健総務課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
44	住宅政策課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の31の項	番号法別表第二の31の項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
45	療育支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
46	療育支援課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
47	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
48	地域保健課	・ 番号法第9条第2項 ・ 船橋市番号利用条例第3条第3項 ・ 番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
49	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
50	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
51	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都度
52	学務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次